

◇自分で市民税を納めている方の確認方法（自営業者など）

「税額控除額（調整控除額を除く）」 + 「差引所得割額」

「市民税・県民税納税通知書（兼税額決定通知書）」の4ページ目の、「税額控除額（調整控除額を除く）」と「差引所得割額」の合計額で算定します。

納税者住所・氏名

通知書番号

令和 年度

整理番号

市民税・県民税納税通知書
(兼税額決定通知書)

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので通知します。

年税額 ① + ② + ③	円
給与からの特別徴収税額 ①	円
公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	円
普通徴収税額 ③	円

市民税・県民税の各納期の納付額及び納期限などは2頁をご覧ください。 1

納付場所

●横浜銀行	●三井住友銀行	●三菱東京UFJ銀行
●スルガ銀行	●みずほ銀行	●かながわ信用金庫
●湘南信用金庫	●中央労働金庫	●逗子市役所
●ゆうちょ銀行及び郵便局(神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内)		

*各本支店で取り扱っております。

課税計算明細書 (単位:円)

区分	課税標準額	市民税	県民税
所得割額	総所得		
	山林・その他		
	短期譲渡		
	長期譲渡		
	株式等の譲渡		
	上場株式等の配当		
	先物取引		
	調整控除額		△
	配当控除額		△
	住宅借入金等特別税額控除額		△
寄附金税額控除額		△	
外国税額控除額・調整税額		△	
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		△	
差引所得割額			△
均等割額			
合計			

年税額 ① + ② + ③	給与からの特別徴収税額 ①	公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	普通徴収税額 ③	還付額

所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

4

◇課税（非課税）証明書で確認する方法

市民税所得割額＋税額控除額（市分控除額）

「市民税・県民税課税（非課税）証明書」の「市民税 所得割額」と「税額控除の内訳 市分控除額」（「その他税額控除等」は「配当控除」と「外国税額控除」の合計額）の合計額で算定します。

令和 年度（令和 年分）

賦課期日
現在住所

賦課期日
氏名

市民税・県民税 非課税証明書

税証第 号

見本

所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	0	分離短期譲渡（特別控除）	()	雑損 医療費	0	配偶者 老人配偶者		特別障害 その他障害
(給与収入) 給与所得	()	分離長期譲渡（特別控除）	()	社会保険料	0	扶 特定 (内同居)	()	特別寡婦
営業等		株式等の譲渡		小規模共済料	0	老 人		寡婦・寡夫
農業		分離上場株式等の配		生命保険料	0	養 16歳未満 その他		勤労学生 未成年
不動産		先物取引		地震保険料	0			
利子		山林		障・寡・勤 配偶者 配偶者特 別	0	障 害 特 別 者	()	
配当		総合退職		扶 基 礎	0	者 其 他		
(公的年金収入) 雑	()	繰越損失額		所得控除合計		税額控除の内訳		市分控除額(円) 県分控除額(円)
譲渡・一時		純繰越損失		課 税 標 準 額		住宅借入金 寄附金		0 0
		雑繰越損失		総 合 額	0	その他税額控除等		0 0
		株式繰越損失		分 離 短 期	0	配当・譲渡割		0 0
		先物繰越損失		分 離 長 期	0	備考		
		居住用繰越損失		分 離 配 当	0			
				株 式・分 離 等	0			
合計所得金額	0	所得割額	0	所得割額	0	年税額		0
総所得金額等	0	市民税 (円) 所得割減免額	0	県民税 (円) 所得割減免額	0	(円)		
		均等割額	0	均等割額	0			
		均等割減免額	0	均等割減免額	0			

表記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
神奈川県 逗子市長

* この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※令和6年度課税（非課税）証明書は令和6年1月1日時点、令和7年度課税（非課税）証明書は令和7年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行できます。

◇海外で収入がある方の保育料算定方法について

海外で収入がある方は、4～8月分の保育料は令和5年1月1日から令和5年12月31日まで、9～3月分の保育料は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの海外収入と社会保険料等を証明する書類(W2等)をご提出いただき、収入を日本円に変換した上で仮の市民税額を算出し、保育料を決定します。証明書類は勤務先により異なりますので、職場でご確認ください。

3. 保育料算定に係る年齢基準について

保育料は、年度当初（4月1日時点）の実施年齢で決定します。年度途中で誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。年度切り替えのタイミングで変更となりますのでご注意ください。

4. 保育料が算定できない場合について

確定申告または住民税の申告をしていないと、課税額が確定しないため保育料が算定できない場合があります。未申告の方は必ず申告をしてください。

保育料が算定できない場合は、最高額で仮算定します。正確な保育料算定のために、自営業等により報酬や営業収入がある方はその多寡にかかわらず、必ず申告をしてください。

申告方法は所得の種類や金額により異なりますが、確定申告は最寄りの税務署で、住民税の申告は1月1日時点で住民登録のあった市区町村の税務担当課での手続きとなります。

海外収入がある場合で収入証明等の提出がない場合も、最高額で仮算定します。

ご不明な点は保育課までお問い合わせください。

教育委員会教育部保育課保育係

電話 046-873-1111

(内線 531・532)